

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 日雇アルバイトの交通費の非課税限度額

Q : 当社では、学生アルバイトを採用することにしました。アルバイトには、日当のほかに、出勤のための交通費として実費相当額として一定額を支払おうと思うのですが、通勤手当の非課税限度額を判定する場合には、月当たりの金額を日割計算して求めるのでしょうか。

A : 日割計算する必要はありません。

【解説】

通勤手当の非課税限度額は、月当たりの金額で定められていますので、臨時的なアルバイト等に支給する通勤手当であっても、その者に対しその月中に支給した交通費の合計額をもって非課税限度額を判定することになり、勤務日数に応じて日割計算する必要はありません。

したがって、アルバイトに対しその月において支給される通勤手当のうち、1か月当たりの非課税限度額10万円に達する金額までの部分は、非課税とされることとなります。

ただし、通勤手当の非課税限度額は、その人の通勤に係る運賃等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法による運賃の額とされていますので、少なくとも通勤費の実費が限度となります。

ご質問の場合も、非課税限度額を日割計算する必要はありませんが、通勤のための実費が支給される実費相当額未満の場合には、その実費を超える金額については、給与所得として課税されることとなりますので注意してください。

